

九州大学特命教授規程

平成16年度九大規程第33号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 3月30日
(令和4年度九大規程第94号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）における競争的研究費による特定の大型の研究プロジェクトの推進を図るため、特命教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 特命教授となることができる者は、本学において定年により退職（国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第15条第1項に定める定年による退職及び就業通則第13条第3号による早期退職をいう。）した教授又は教授の職務を附加された理事であった者で、70歳に達した日以後における最初の3月31日までに獲得した競争的研究費による特定の大型の研究プロジェクト（以下「特定大型研究プロジェクト」という。）の研究代表者であるものとする。

(選考)

第3条 特命教授の選考は、特定大型研究プロジェクトを実施する研究院、基幹教育院、高等研究院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、学内共同教育研究センター、学術研究・産学官連携本部及び未来人材育成機構（以下「部局等」という。）の教授会等の議を経た上で行われる部局等の長の申し出に基づき、人事委員会及び役員会（理事の場合にあっては、役員会）において審議し、総長が行うものとする。

2 学内共同教育研究センターにおいては、前項に規定するもののほか、最も関連する部局の審査を経た上で、申出を行うものとする。

(所属)

第4条 特命教授の所属は、特定大型研究プロジェクトを実施する部局等とする。

(雇用期間)

第5条 特命教授となることができる期間は、特定大型研究プロジェクトの研究期間の範囲内とする。

2 前項の期間の範囲内で雇用期間の更新を行うときは、第3条の規定を準用して選考を行うこととする。

(給与)

第6条 特命教授（理事を除く。）の給与は、年間給、月給又は時間給とし、自身が獲得した競争的研究費をもって充てる。

(研究環境の提供)

第7条 特定大型研究プロジェクトを実施する部局等は、特命教授と協議し、特定大型研究プロジェクトを推進するために必要な研究環境の確保に努めることとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特命教授に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規程202号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程99号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程57号）

この規程は、平成21年10月1日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規程59号）

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の九州大学特任教授規程に基づき雇用されている者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規程54号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第13号）

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の九州大学特命教授規程に基づき雇用されている者については、平成25年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規程134号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程65号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程141号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第67号）

この規程は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第25号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第39号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第65号）

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第119号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第6号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第94号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。